

議案第132号

上越市体育施設条例の一部改正について

上越市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月4日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市体育施設条例の一部を改正する条例

上越市体育施設条例（昭和46年上越市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表第1 上越市三和西部スポーツハウスの部を削る。

別表第3(1)の表上越市三和西部スポーツハウスの部を削り、別表第3(2)の表上越市三和西部スポーツハウスの部を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。